

「商業銀行にリース事業を許可する件に ついてのタイ国銀行布告」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。
日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

商業銀行にリース事業を許可する件についてのタイ国銀行布告

1、布告制定事由

商業銀行が金融サービスを増やすことができるよう支援するために、十分な資金のない資産購入者のための資金源として、もしくは事業者の運転資金源として、タイ国銀行は商業銀行にリース事業（トゥラキット・ハイ・チャオスー）及びリース型賃貸事業の営業を許可する。

2、法律に基づく権限

タイ国銀行は仏暦二五二二年商業銀行法令（第二版）によって改訂増補された仏暦二五〇五年商業銀行法令の第九条の二の内容に基づく権限に依拠し、商業銀行に対して本布告の規定に基づくリース事業及びリース型賃貸事業の営業を許可する。

3、施行範囲

本布告は商業銀行法に基づく全商業銀行に対し施行する。ただしオフショア金融業務行は除く。

4、内容

4・1、原則

4・1・1、タイ国銀行は商業銀行に対し、金融サービスを増やすことを支援する政策に基づき、リース事業及びリース型賃貸事業の営業を許可する。ただしタイ国銀行は、商業銀行が法律もしくは他のルールの遵守を逃れるために、あるいは会計粉飾の方法としてリース事業及びリース型賃貸事業を営むことを望んでいない。会計粉飾の例としては、財産の所有者が財産を商業銀行に売り、後にその財産を商業銀行から賃借する（セール・アンド・リース・バック）。このとき商業銀行は賃借人に益するように実際以上に売価を高く見積もる。あるいは逆に商業銀行が財産の所有者で、帳簿上の利益を創出するために実際以上の高価格で他の賃借人に財産を売ることでセール・アンド・リース・バックをなす場合や不適当な財産価格見積りといった場合がある。

4・1・2、タイ国銀行は商業銀行に対し自己のリスク管理を強く望む。商業銀行はリース及びリース型賃貸をする財産の取引、さらに関係するリスクに知識理解を有していなければならない。ここに商業銀行は営業方針と実施規則に加え、業務システム、リスク管理システム、及び営業を保障する内部管理システムがなければならない。

4・1・3、リース事業及びリース型賃貸事業の営業は通常の融資と同じリスクを有する。したがって商業銀行はリスク管理及び融資の質を重要と考え、融資の量の増加のみに重点を置いてはならない。当該事業の営業が必要な商業銀行はリスク管理、融資及びリースする、もしくはリース型賃貸をする財産の分析、債権追跡、データ収集・評価システム面で準備が整っていないなければならない。

4・2、営業における原則と要件

4・2・1、本布告において、

「財産（サブシン）」とは、商業銀行がリースする、もしくはリース形態で賃貸する民商法典に基づく財産を意味する。

「リース型賃貸（ハイ・チャオ・ベープ・リース）」とは、金融リース（ファイナンシャル・リース）契約の形態で財産を賃貸することを意味する。このとき商業銀行は賃借人の目的に基づき製造者、販売者もしくはその他の者から財産を調達し、あるいは他の賃借人から差し押さえた財産を賃借人の使用収益に供し、賃借人は賃借した財産のメンテナンス義務を有する。ここに賃借人は期限前に一方的に契約の解除を申し出ること

できず、契約の満期時におけるリース財産の購入権については商業銀行と賃借人の合意による。

「リース（チャオサー）」とは、民商法典に基づくリースを意味する。

「現金価格（ラカー・グソッド）」とは、リース可能な財産の契約締結日における市場での売買価格を意味する。

「投資金（グン・ロントウン）」とは、現金価格及び輸送代金、租税額及び保険料など商業銀行が財産取得のために支払わなければならない諸経費を合わせたものを意味する。

「分割返済金（グン・ライグウッド）」とは、元金及び利息もしくはリース利得からなる、賃借人が各支払期に商業銀行に支払わなければならない金額を意味する。

「前金（グン・ルワンナー）」とは、契約に基づき支払わなければならない金額の一部とするために賃借人が契約締結時に最初に前払いする金額を意味する。

「賃貸借契約（サンヤー・チャオ）」とは、リース契約、もしくはリーシング型賃貸借契約を意味する。

「賃貸人（プー・ハイ・チャオ）」とは、リース提供者もしくはリーシング型賃貸の賃貸人〔レッサー〕を意味する。

「賃借人（プー・チャオ）」とは、リースを受ける者もしくはリーシング型賃貸の賃借人〔レシー〕を意味する。

「大臣（ラッタモントリー）」とは、財務大臣を意味する。

4・2・2、タイ国銀行は商業銀行に対しリース事業及びリーシング型賃貸事業の営業を認可する。リース事業及びリーシング型賃貸事業を営む商業銀行は以下の資格を有し、かつ規定に従わなければならない。

1) タイ国銀行が定めた準備金引当、リスクアセットレシオ及びタイ国銀行が特別に命じた他の金融上のレシオ維持可能な基準に達した財務ポジション及び業務ポジションを有する。

2) 金融機関の役割と形態の改革において金融機関システム開発計画の遂行で当局と協力する。このとき同一事業グループ内に一ヶ所ノ一形態を超える民衆からの預金引き受け金融機関を有する商業銀行は、タイ国銀行が定めた方向に従い一形態金融機関（ワン・プレゼンス）政策に基づき、事業合併、事業合同、事業売却、許可書返還、他の金融機関からの資産及び債務の譲受で計画を用意しなければならない。

3) 業務の方向性とするために、及びタイ国銀行の検査を可能とするために、文字によるリース事業及びリーシング型賃貸事業の営業計画の作成と商業銀行取締役会の承認取得。ここに当該計画には少なくとも以下の重要事項がなければならない。

(1) 営業方針及び行動規約。

(2) 経営管理システム、リスク管理システム、内部管理システム、及び会計作成システムの詳細。

(3) リスク管理システムの詳細には少なくとも以下の点が含まれていなければならない。

・融資分析システム、顧客の融資額規定、顧客が支払わなければならない前金の金額規定。ここに顧客の質、及びリースもしくはリーシング型賃貸をする財産の種類を考慮する。

・リースする、もしくはリーシング型賃貸をする財産の種類の規定、各種類の財産及び全種類合わせた財産における最高投資金額の規定。ここに財産売却市場、財産の最新性など様々なリスク要因を考慮する。

・調達、差し押さえ手続、財産の質の追跡と検査、財産価値の評価、財産のスクラップ価値の評価を含めたリースする、もしくはリーシング型賃貸をする財産の管理。ここにその財産の評価において商業銀行は独立鑑定人を使っても、もしくは内部鑑定人を使ってもよい。このとき商業銀行は財産価値鑑定業で一般に受け入れられている倫理基準及び遂行基準に従わなければならない。

- ・債務履行の督促。
- ・データ収集及び報告作成。

4) リース事業及びリーシング型賃貸事業の営業を希望する商業銀行は、商業銀行取締役会から承認を受けた当該事業を営むにあたっての意向書をタイ国銀行に提出しなければならない。金融機関開発計画の一形態金融機関（ワン・プレゼンス）政策に従わなければならない商業銀行は、大臣が承認したワン・プレゼンス政策に加え、大臣が承認にあたって定めた諸要件に従った業務のために、事業合併、事業合同、事業売却、許可書返還、他の金融機関からの資産と負債の譲受計画を遂行する旨、当該意向書において保証しなければならない。

ここに、商業銀行はタイ国銀行金融機関監督部署に意向書を送達する。商業銀行が意向書を提出した時、タイ国銀行が文字で反対もしくは増補を伝えた場合を除き、提出日から三〇日が経過した時に許可されたものとする。タイ国銀行が反対もしくは増補を伝えてきた場合、商業銀行はタイ国銀行から許可の通知を受けた時、許可を得たものとする。

4・2・3、商業銀行は賃借人とリース契約もしくはリーシング型賃貸借契約を結ぶ時に契約書を二部作成し、一部を証拠として賃借人に保管させる。契約書には各種のリース契約に係る以下の詳細を示さなければならない。

- 1) 財産の種類、形態、及び使用期限。
- 2) 現金価格、投資金、前金額、分割返済金、及び報酬計算に使用する利息率。
- 3) 報酬及び分割返済金額の計算で使用する詳細と方法。
- 4) リース期間。
- 5) その財産の送達方法、巡察、固定もしくは設置、移動、紛失、損害、損壊、保全及び使用収益。
- 6) 保険、保険契約に基づく損害賠償、保証。
- 7) (もしあれば) 期日前において契約に基づくリース料を支払う賃借人の要件と権利。
- 8) 様々なケースにおける費用と違約金。
- 9) 契約解除、契約満了及びリースもしくはリーシング型賃貸財産の差し押さえの要件。
- 10) 賃借人に対する財産所有権の譲渡の要件。
- 11) 賃借人へのリース継続、もしくは合意価格による財産の全部もしくは一部の購入の要件。

商業銀行が契約の規定、手数料、費用、違約金、計算方法その他要件の改定変更を望む場合、商業銀行は、商業銀行の顧客へのサービス提供原則、手数料公開及び徴収の件についてのタイ国銀行布告に加え、その布告後に改定増補されたところの関係布告及び通達に従う。

それ以外に、自動車及び自動二輪車のリース、及び電機用品のリースが、自動車及び自動二輪車のリース事業を契約統制事業とする仏暦二五四三年契約委員会布告、及び電機用品のリース事業を契約統制事業とする仏暦二五四四年契約委員会布告により契約統制事業になっていることから、自動車及び自動二輪車のリース、及び電機用品のリースにおいて商業銀行は、契約委員会が布告規定した原則に従い、契約書を作成しなければならない。

4・2・4、商業銀行はリースする、もしくはリーシング型賃貸をする財産に、リース契約期間を通じて自己を受益者とする保険を掛けなければならない。保険を掛けるにあたって商業銀行は財産の種類、財産への投資額、財産の損失機会、及び財産が損害を受けた場合の修繕費などを考慮しなければならない。

4・2・5、商業銀行がいずれかの者にリースする、もしくはリース型の賃貸をするために財産に投資できる最高額の計算は、リースする、もしくはリース型の賃貸をするための投資を一形態の融資であるとみなし、信用供与もしくは事業投資、あるいはいずれかの

者のための拘束義務発生といった商取引を、リースもしくはリース型の賃貸、民間買戻し、ファクタリング、及びその者の証券の貸し借りといった商取引と合わせ、いずれかの日の終わりに商業銀行の第一種自己資本の二五%を超えてはならない。

4・2・6、資産及び拘束義務との比率における自己資本の維持のためのリース契約に基づく顧客のリスク度計算において、リース契約に基づく顧客の等級付け及び準備金引当、リース及びリース型賃貸からの収入である未収利息について商業銀行は、タイ国銀行が定めた原則に基づき通常の融資金と同一の形態で取り扱う。

4・2・7、商業銀行が契約満了もしくは賃借人からの差し押さえによって財産返還を受けた場合、商業銀行は契約満了日もしくは差し押さえ日から六ヶ月以内にその財産の売却もしくは賃貸をしなければならない。当該期間が経過したが売却もしくは賃貸ができなかった場合、商業銀行はその財産につき準備金を引き当てなければならない。引当は契約満了日もしくは差し押さえ日のその財産の価値の二五%以上の比率で各六ヶ月期ごとに積み込んでいく。

返還を受けた財産が、商業銀行の価格がない、もしくは償還不能な資産、及び価格がない、もしくは償還不能が疑われる資産についてのタイ国銀行布告に基づき、不良級（チャン・スーン）もしくはダウトフル級（チャン・ソンサイ・チャ・スーン）の資産に分類されることが明らかな場合、商業銀行は当該布告に基づきその財産を帳簿から取り除き、あるいは全額償却する。その財産がダウトフル級の資産に分類される場合、商業銀行は第一段に掲げた方法により積み込む引当金額と当該布告に基づくダウトフル級の資産に引き当てなければならない金額と比較して多いほうの金額を引き当てなければならない。

返還を受けた財産の使用期限が二年に満たず、商業銀行が契約満了日もしくは返還日から六ヶ月以内に売却または賃貸できない場合、商業銀行は契約満了日もしくは返還日から六ヶ月が経過した時、その財産について引当金を全額積む。

4・2・8、契約が満了し、賃借人が契約に基づき財産所有権の取得における要件を全て満たして財産購入の権利を行使した時、商業銀行は遅滞なく賃借人に財産の所有権を移さなければならない。

4・2・9、商業銀行は以下の要件を満たした上でセール・アンド・リース・バックの形態によるリース事業を営むことができる。

1) セール・アンド・リース・バックする者は法人でなければならない。

2) 当該形態でリースする財産は七人以下乗りの自家用乗用車、七人超一二人以下乗りの乗用車、もしくは車体重量が一六〇〇キログラム以下で陸運法に基づく運送業には使用しない自家用トラックであってはならない。

3) セール・アンド・リース・バックする者が実際価格を超えた価格で財産を購入するような、帳簿粉飾に益することを防ぐために、商業銀行はセール・アンド・リース・バックする財産の評価において外部独立鑑定人を使わなければならない。

4・2・10、商業銀行は厳格さをもって会計基準、法律もしくは関係する規則を遵守するよう監査、監督しなければならない。

4・2・11、商業銀行はタイ国銀行が常時検査できるようリース及びリース型賃貸事業に係るデータ及び証拠書類を用意しておかななければならない。

4・2・12、商業銀行が以下の行為をなすことを禁じる。

・リース契約締結で合意せずにその目的物を調達する、もしくは市場価格より高い価格で、あるいは調達可能な最低価格より高い価格で調達する。

・目的物に拘束義務を生じさせる形でいずれかの者と法律行為をなす。ただし必要なケースで、タイ国銀行から承認を受けた場合を除く。タイ国銀行はその承認にあたって何らかの要件を付すこともできる。

・賃借人がその目的物を又貸しする。ただし賃借人が通常リース業を営む者である場合はその限りではない。

4・2・13、タイ国銀行は以下の場合にリース及びリース型賃貸事業の営業許可を停止する、もしくは取消を命じる権限を有する。

1) 商業銀行が前掲の原則及び規定に違反した、または遵守しなかった。

2) 大臣が承認したワンプレゼンス政策の遂行のために、商業銀行が合併、事業合同、事業売却、許可書返還、他の金融機関からの資産及び負債の譲受計画を遂行しなかった。

3) ワンプレゼンス政策の遂行のために、大臣が合併、事業合同、事業売却、許可書返還、他の金融機関からの資産及び負債の譲受計画に対し定めた要件を商業銀行が遂行しなかった。

4) タイ国銀行が民衆の安全もしくは安寧に影響を与えると判断したその他の場合。

5、施行開始日

本布告は官報告示日の翌日から施行する〔官報告示日は二〇〇四年九月二七日〕。

仏暦二五四七年九月二七日布告

商業銀行にファクタリング事業を許可する件についてのタイ国銀行布告

1、布告制定事由

商業銀行が金融サービスを増やすことができるよう支援するために、かつ中小事業（SME）が回転資金を有するように資金流動性を増やす資金源とするために、商業銀行にファクタリング事業の営業を許可すべきである。

2、法律に基づく権限

タイ国銀行は仏暦二五二二年商業銀行法令（第二版）によって改訂増補された仏暦二五〇五年商業銀行法令の第九条の二の内容に基づく権限に依拠し、商業銀行に対して本布告の規定に基づくファクタリング事業の営業を許可する。

3、施行範囲

本布告は商業銀行法に基づく全商業銀行に対し施行する。ただしオフショア金融業務行は除く。

4、内容

4・1、原則

4・1・1、タイ国銀行は商業銀行に対し、商業銀行と顧客の事業が真実の取引形態に従ったもので、かつ適正なリスク管理を有するようにさせる意図の下に、金融機関システム開発計画に沿った金融サービスを増やすことを支援する政策に基づき、ファクタリング事業の営業を許可する。

4・1・2、ファクタリング事業における信用供与は事業者の回転資金とするための短期融資である。従って商業銀行は銀行の融資事業で使用するものと同一の融資分析、リスク管理、債権追跡、及びデータ収集・評価システム面で準備が整っていなければならない。

このほか商業銀行は顧客及び債務者の質を重視すべきであり、取引量の増加のみを重視してはならない。当該要因により銀行のポジション及び業績に直接影響を及ぼすことのないようにしなければならない。

4・1・3、タイ国銀行の監督原則は商業銀行自ら適正なリスク管理ができるようにすることにあり、商業銀行は取引形態、顧客及び債務者の事業、関係するリスクに十分な知識理解を有していなければならない、営業方針と実施規則に加え、営業を保障するのに十分な明瞭かつ適正な業務システム及び関係リスク管理規則を定め、適当な顧客及び債務者のクレジットプロセス及び方法の用意など、良好な内部管理システムを有していなければならない。

4・2、営業における原則と要件

4・2・1、本布告において、

「商業銀行（タナカーン・パーニット）」とは、商業銀行法に基づく商業銀行を意味する。

「ファクタリング事業（トラキット・フェクトゥアリング）」とは、顧客がファクタリング事業者から商業債権〔注ノ売掛債権〕を譲渡することに合意し、ファクタリング事業者は以下のいずれかの取引を進めることも含めた融資で合意する事業を意味する。

（1）債務者の会計管理。

（2）商業債権の請求。

（3）顧客の債務者が履行しなかった債権の責に任じる。

第一段に基づくファクタリング事業者には、第一段に基づくファクタリング事業者から商業債権を譲り受ける、もしくは譲受と第一段の（1）（2）もしくは（3）に基づく遂行で合意する他のファクタリング事業者も含める。

「ファクタリング契約（サンヤー・フェクトゥアリング）」とは、顧客が債務者に対し請求権を有する商業債権についてファクタリング事業者の下で取引を進めるために、顧客が商業債権の譲渡で合意し、商業銀行がその譲受で合意する、商業銀行と顧客間の契約を意味するほか、商業銀行がファクタリング事業者から商業債権を譲り受ける、もしくは譲受で合意することも意味する。

「求償権付きファクタリング契約（サンヤー・フェクトゥアリング・ペープ・ミー・シッティ・ライピア）〔With Recourse〕」とは、債務者が違約した場合に商業銀行が債務者に代わり顧客に対し債務を履行するよう請求する、もしくは償還請求する権利を有するファクタリング契約を意味する。

「求償権なしファクタリング契約（プー・チャオ）〔Without Recourse〕」とは、債務者が違約した場合に商業銀行が債務者に代わり顧客に対し債務を履行するよう請求する、もしくは償還請求する権利のないファクタリング契約を意味する。

「顧客（ルーク・カー）」とは、債務者に商品もしくはサービスを販売し、債務者から商業債権額について債務履行を受ける権利を有する者を意味する。

「債務者（ルーク・ニー）」とは、後に顧客がファクタリング契約に基づき商業銀行に対し、その商業債権の履行を受ける権利を譲渡することになる、顧客から商品もしくはサービスを購入し、顧客に対し商業債権による債務を履行しなければならない義務を有する者を意味する。

「商業債権（ニー・ターン・ガンカー）」とは、商品もしくはサービス販売により債務者が顧客に支払わなければならない商品もしくはサービスの代金を意味する。

「債務者の会計管理（ガン・ポリハーン・バンチー・ルーク・ニー）」とは、顧客がファクタリング契約に基づき商業銀行に譲渡した債務者会計の登録及びノまたは報告、債

務者のクレジットデータ及び信用状況の検査、債務者の適正な回転資金及び残額の監督を意味する。

「大臣（ラッタモントリー）」とは、財務大臣を意味する。

4・2・2、タイ国銀行は商業銀行に対しファクタリング事業の営業を認可する。ファクタリング事業を営む商業銀行は以下の資格を有し、かつ規定に従わなければならない。

(1) タイ国銀行が定めた準備金引当、リスクアセットレシオ及びタイ国銀行が特別に命じた他の金融上のレシオ維持可能な基準に達した財務ポジション及び業務ポジションを有する。あるいはタイ国銀行が特別ケースについて命令した場合はその命令に基づき財務上の比率を維持できるポジションを有する。

(2) 業務システム、データシステムを有し、効率的な業務を保証するに十分なスタッフを有する。当該スタッフは十分な知識、理解、能力及び経験を有していなければならない。

(3) 金融機関の役割と形態の改革において金融機関システム開発計画の遂行で当局と協力する。このとき同一事業グループ内に一ヶ所ノ一形態を超える民衆からの預金引き受け金融機関を有する商業銀行は、タイ国銀行が定めた方向に従い一形態金融機関（ワン・プレゼンス）政策に基づき、事業合併、事業合同、事業売却、許可書返還、他の金融機関からの資産及び債務の譲受で計画を用意しなければならない。

ファクタリング事業の営業を希望する商業銀行は、商業銀行取締役会から承認を受けた当該事業を営むにあたっての意向書をタイ国銀行に提出しなければならない。金融機関開発計画の一形態金融機関（ワン・プレゼンス）政策に従わなければならない商業銀行は、大臣が承認したワン・プレゼンス政策に加え、大臣が承認にあたって定めた諸要件に従った業務のために、事業合併、事業合同、事業売却、許可書返還、他の金融機関からの資産と負債の譲受計画を遂行する旨、当該意向書において保証しなければならない。

ここに、商業銀行はタイ国銀行金融機関監督部署に意向書を送達する。商業銀行が意向書を提出した時、タイ国銀行が文字で反対もしくは増補を伝えた場合を除き、提出日から三〇日が経過した時に許可されたものとする。タイ国銀行が反対もしくは増補を伝えてきた場合、商業銀行はタイ国銀行から許可の通知を受けた時、許可を得たものとする。

4・2・3、ファクタリング事業の営業を希望する商業銀行は以下のように効率的で適正なリスク管理システムを有していなければならない。

(1) (外国商業銀行の支店の場合) 銀行の取締役会もしくは関係する権限義務・責任を有する執行役員会は関係する取引及びリスクに知識理解を有していなければならない。

(2) (外国商業銀行の支店の場合) 銀行の取締役会もしくは関係する権限義務・責任を有する執行役員会は監督者、認可者、もしくは承認者として、方針、戦略、事業遂行プロセス、リスク管理規約及び方法、内部管理システム、業務システム及び会計システムで文字により明瞭な業務システムを策定しなければならない。

(3) ファクタリング事業におけるリスク管理規約及び方法に係る業務システムには少なくとも以下の件を包含していなければならない。

(a) 顧客及び債務者のクレジット分析システム、特に求償権なしファクタリング事業の場合にはすべての譲り受ける顧客と債務者の信用データ分析、及び顧客の融資額規定システムがなければならない。このとき例えば商品送り状（インボイス）及び他の商業書類のような融資審査に当たって必要な証拠書類の規定など、タイ国銀行が定めたところに基づく融資審査に係る原則もしくは実行指針を考慮する。

(b) 商業銀行が債務者と顧客に係る情報を知ることを手助けする、例えば譲り受けた商業債権の事実性、債務者の債務弁済の質、送付する商品の質、及び商業合意に基づく遂行など、ファクタリング契約に基づき譲り受けた債権の追跡システム。

(c) 損害保険もしくは顧客の質及び取引の種類に応じた損害保険もしくは保険金請求に加え、ある種の工業セクターにおける顧客の団結によって生じるリスクの分散など、種々のツールによるリスク管理。

(d) タイ国銀行の検査が可能となるような業績の追跡、分析及び評価のためのデータ保管及び報告作成システム。

4・2・4、情報公開及び取引に係る顧客の理解に供するために商業銀行は文書でファクタリング契約を作成し、一部を顧客に証拠として引き渡さなければならない。当該契約には少なくとも以下の詳細がなければならない。(1) 譲り受ける金額。

(2) 譲り受ける請求権、もしくは当該請求権の選択方法。

(3) 商業銀行が顧客から徴収する利息、報酬及び利得の明瞭なレート計算方法。このとき顧客に引き渡す契約の副本に詳細を添付する。

(4) 種々の費用及び違約金。

(5) 契約期間。

ここに(3)及び(4)に基づく詳細について商業銀行は契約の一部として契約付帯書類として作成することができる。

4・2・5、商業銀行がファクタリング契約に基づき顧客から徴収する利息、報酬、利得、費用もしくは違約金のレート改定、増補もしくは変更において、商業銀行は当該改定、増補もしくは変更の一四日以上前に前もって顧客に通知書で伝えなければならない。そうでない場合、商業銀行は契約に示された利息、報酬、利得、費用、違約金のみ徴収できる。

4・2・6、商業銀行は厳格さをもって会計基準、法律もしくは関係する規則を遵守するよう監査、監督しなければならない。

4・2・7、いずれかの者とファクタリング取引できる最高額の計算において商業銀行は、信用供与もしくは事業投資、あるいはいずれかの者のための拘束義務発生といった商取引を、ファクタリング取引、リースもしくはリース型の賃貸、民間買戻し、及びその者の証券の貸し借りといった商取引と合わせ、いずれかの日の終わりに商業銀行の第一種自己資本の二五%を超えてはならない。

ここに、既述のいずれかの者との取引計算において以下に従う。

(1) 求償権付きファクタリング契約の場合は、商業銀行に債務弁済受取権を譲渡した顧客も数える。

(2) 求償権なしファクタリング契約の場合は、債務者も数える。

4・2・8、ファクタリング事業を営むにあたって、商業銀行はタイ国銀行が定めた債権分類及び準備金引当、自己資本維持、融資及び拘束義務の審査、関係報告書式、収入受取中止の原則に従う。

4・2・9、タイ国銀行は以下の場合にファクタリング事業の営業許可の停止、もしくは取消を命じる権限を有する。

(1) 商業銀行が前掲の原則及び規定に違反した、または遵守しなかった。

(2) 大臣が承認したワンプレゼンス政策の遂行のために、商業銀行が合併、事業合同、事業売却、許可書返還、他の金融機関からの資産及び負債の譲受の計画を遂行しなかった。

(3) ワンプレゼンス政策の遂行のために、大臣が合併、事業合同、事業売却、許可書返還、他の金融機関からの資産及び負債の譲受の計画に対し定めた要件を商業銀行が遂行しなかった。

(4) タイ国銀行が民衆の安全もしくは安寧に影響を与えると判断したその他の場合。

五、施行開始日

本布告は官報告示日の翌日から施行する [官報告示日は二〇〇四年九月二九日] 。

仏暦二五四七年九月二七日布告